

都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準（該当部分抜粋）

新旧対照表

沖縄県開発審査会提案基準第12号 開発審査会付議案件の変更申請の取扱いについて（運用基準P.200）

新	旧
<p>沖縄県開発審査会提案基準第12号（令和7年2月1日改正） 開発審査会付議案件の変更申請の取扱いについて</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホで開発審査会の議を経て許可されたものの変更許可申請（法第43条の再許可申請を含む。）について、次に掲げる要件の<b>いずれにも</b>該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請区域の変更で当該変更に係る部分の面積の合計が2ha未満であり、かつ、変更前の面積の5%未満であること。</li> <li>2 予定建築物の用途の変更がないこと。</li> </ol>	<p>沖縄県開発審査会提案基準第12号（令和3年3月15日改正） 開発審査会付議案件の変更申請の取扱いについて</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホで開発審査会の議を経て許可されたものの変更許可申請（法第43条の再許可申請を含む。）について、次に掲げる要件該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請区域の変更で当該変更に係る部分の面積の合計が2ha未満であり、かつ、変更前の面積の5%未満であること。</li> <li>2 予定建築物の用途の変更がないこと。</li> </ol>